

令和 8 年度社会福祉法人多久市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年の少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しています。

多久市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けた令和 4 年度から令和 8 年度までの多久市地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画、その計画と一体化した「第 3 期地域福祉活動計画」の基本理念である「一人一人が互いに尊重しあい、支えあって地域で安心して暮らせる心豊かなまちづくり」を達成するため、行政、各福祉団体・保健・医療・教育等の関係機関との連携を密にした施策を展開していきます。

また、「第 3 期地域福祉活動計画」が最終年度を迎えることから、検証を行うとともに、新たな「第 4 期地域福祉活動計画」の策定を多久市地域福祉計画・成年後見制度利用促進計画と一体的に行います。

II 基本目標

- 1 福祉コミュニティを支える人づくり
- 2 支えあい助けあいの仕組みづくり
- 3 安心して暮らすための生活支援の環境づくり
- 4 住民との協働による社協づくり

III 事業実施計画

1 法人運営事業

理事会、評議員会での地域福祉課題の協議・検討による社協運営及び健全な財政運営による事業展開を図ります。

(1) 理事会、評議員会及び委員会等の開催

- ① 理事会（5 月・10 月・12 月・3 月）
- ② 評議員会（6 月・必要に応じて）
- ③ 監事会（5 月）
- ④ 評議員選任・解任委員会（6 月・必要に応じて）
- ⑤ 共同募金運営委員会（理事兼務）（5 月・3 月）
- ⑥ 福祉資金審議会（4 月・9 月）
- ⑦ シルバー人材センター理事会（5 月・7 月・11 月・3 月）
- ⑧ 社協表彰審査委員会（10 月）
- ⑨ 福祉活動振興事業推進委員会（2 月）
- ⑩ 緊急時要援護者見守り支援事業（まもりん）ネットワーク会議（3 月）

(2) 役職員研修

県社会福祉協議会等が実施する研修会に参加します。

(3) 小城・多久地区障害者相談支援センターへの職員出向

障害者自立支援法に基づき、障害者やその家族等を対象に相談や情報提供、福祉サービスの支援を行うため、小城市桜楽館内に設置されている「小城・多久地区障害者相談支援センター」に職員1名が出向し、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

(4) 職員研修

全職員を対象とした研修の機会を設け自己研鑽を促し、また関連機関・団体等が実施する研修会に参加します。

(5) その他定例会議への出席

- ・ 各町民生委員児童委員協議会（毎月上旬）
- ・ 多久市民生委員児童委員連絡協議会正副会長会（毎月中旬）
- ・ 多久市老人クラブ連合会理事会（必要に応じて出席）
- ・ ボランティア連絡協議会役員会（年4回）
- ・ 多久市高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会（年3回）
- ・ 多久市地域公共交通会議（年4回）

2 地域福祉活動事業

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加できるようにすること」という地域福祉の目的達成に向けて、下記の事業に取り組みます。

(1) 地域福祉活動計画策定事業

第4期計画（令和9年度～令和13年度）の策定に向けて、第3期計画の進捗状況を確認するとともに、次期計画策定委員会を開催します。

(2) 福祉活動振興助成事業

① 健康、生きがいつくり事業

多久市老人クラブ連合会、多久市身体障害者福祉協会が実施するグラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、すこやか長寿祭等の健康、生きがいつくり事業に対し助成します。

② ボランティア事業

ボランティアに対する研修、講習その他ボランティア活動の活発化に資する事業に対し助成します。

③ 福祉振興事業

人材育成、収益を目的としないイベント、福祉団体の活動促進に関する事業に対し助成します。

④ 在宅介護見舞金支給事業

障害者等寝たきり度判定基準ランクA・B・Cに該当された対象者を、在宅で3か月以上介護された方に対して、年1回介護見舞金を支給します。

⑤ 社会福祉大会の実施

福祉のまちづくりに尽力された個人・団体の表彰と記念講演等を開催します。

(3) 生活困窮時食料等提供事業

生活困窮者の自立支援及び社会の一員として、円滑な社会生活が送れるよう支援するとともに市民が相互に助け合いのできる福祉のまちづくりを推進することを目的として実施します。

(4) フードバトン事業

生活困窮時食料等提供事業で提供する食料の確保のため、各町公民館及び市内の企業や団体に食料品を入れる備品を設置し、各家庭で使いきれない未使用食料品を持ち寄っていただき提供する食料の確保に努めます。

(5) 多久市権利擁護相談支援事業

権利擁護支援の普及・啓発等、権利擁護の総合相談窓口として市民の権利を守ることを目的として「多久市権利擁護相談支援センター」を開設しています。知的障害や精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるように成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの活用について、相談対応を実施します。

(6) 要援護者等見守り支援ネットワーク事業

生活困窮者や養護を必要とする障害者等の異変やその恐れがある場合、早期に的確な対応に繋げることを目的として、行政や協力事業者と連携し地域住民の見守り支援ネットワーク体制の充実に向け取り組みます。

(7) 住居内整理整頓支援事業『すっきりサポート』

高齢者や障害者、生活困窮者など身体的、経済的、環境的な理由により、住居内の衛生環境の確保が困難である世帯等に対し、住民相互の助け合いにより、不良な状態を解消し安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び良好な住環境の保全に寄与することを目的として実施します。

(8) 緊急時要援護者見守り支援事業『まもりん』

高齢者や体の不自由な人たちに対する緊急時の迅速な対応として、医療・服薬・緊急連絡先などの情報を専用容器に入れ、家庭の冷蔵庫または近くに保管しておくことで、緊急時に備え、見守り活動の充実に図るとともに、見守られる側の安心の確保につなげることを目的に実施します。

(9) 福祉有償運送事業

要介護者等であって公共交通機関等を利用することが困難な移動制約者に対し、福祉車両による移送サービスを実施することにより福祉の増進を図ります。

(10) 在宅生活サポート事業『あんしんねっと』

高齢や心身に障害があることによって日常生活に困難をきたし、福祉サービス利用

援助事業や成年後見制度等の活用が困難である方を対象に日常的な金銭管理サービスや書類等の預かりサービスの支援を行い、安心安全に在宅生活が送れることを目的に実施します。

(11) 寝たきり高齢者等寝具クリーニングサービス事業

在宅寝たきり高齢者等が常時臥床状態で使用されている寝具類の丸洗い及び乾燥代を助成することにより、在宅福祉の向上を図ることを目的として実施します。

(12) 福祉用具等貸出事業

多久市内に居住されている高齢者、障害者及び乳幼児を家庭で育てている保護者等に福祉用具を貸出すことにより、日常生活の負担の軽減並びに安全を確保し、地域福祉の増進を図ることを目的として無償で貸出します。

機器名	保有台数	機器名	保有台数
ベッド	25台	チャイルドシート (生後～4歳まで使用)	8台
車椅子	27台		
歩行器	3台	ジュニアシート (3歳～7歳まで使用)	6台

(13) ボランティア活動の推進

福祉分野を超え、環境、災害被災者の支援等さまざまな分野でボランティア活動が行われています。こうした状況を踏まえ、情報発信を行いながら、一層の活動の推進を図るため下記の事業に取り組みます。

① 災害ボランティアに関する事業

- イ) 災害に備えるための講習会の開催
- ロ) 佐賀県民災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ハ) 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営

② ふれあい広場の実施

多久まつり開催時に市民の福祉に対する理解を深めることを目的に、ボランティア団体等の協力を得て募金活動等を行います。

③ 福祉体験学習事業、学校ボランティア育成事業

次代を担う児童・生徒に対して、福祉教育、ボランティア活動の機会を提供し、他人を思いやる心や相手の立場に立って考える温かい心、社会に貢献する心を育成することを目的に次の事業を実施します。

イ) 福祉体験学習事業

多久市内の学校に通う児童・生徒を対象に、福祉体験学習を通じて、社会福祉

への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを養い福祉にかかわる実践力を育むことを目的に事業を実施します。

事業の内容としては、高齢者疑似体験、アイマスク体験、車椅子体験、福祉講話、手話体験、防災ボランティア体験、妊婦疑似体験等を備えています。

ロ) 学校ボランティア育成事業

学校ボランティア育成事業協力校である市内の義務教育学校及び高校にボランティア活動の事業に係る費用を助成します。

④ ボランティアの集い

多久市でボランティア活動に参加している人々が集い、研修と交流を深めることを目的に講演会の開催に協力します。

⑤ 24時間テレビチャリティー募金活動

多久市内協力店の会場で、ボランティア連絡協議会、福祉施設職員や市内の義務教育学校、高校の児童生徒等の協力により募金活動を実施します。

(14) 子育て支援事業

親子のふれあいを通じて、情緒豊かな感性を育むことを目的に、新生児への誕生記念品（絵本）を贈呈します。

(15) 鬼子母神祭の実施

児童の健全育成と安全祈願のため多久市仏教会の協力を得て実施します。

(16) 住民参加型有料在宅福祉サービス事業『わかちあいの和』

「ちょっとした困りごと」を抱えている方に対して、公的サービスだけでは賄いきれない地域の福祉ニーズを、住民の参加と協力により地域課題の解決や在宅福祉の充実と住民の福祉活動の参加意識の向上に資することを目的として暮らしサポートセンターが運営します。

(17) おでかけサポート事業

介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができることを目的とした地域支援事業に取り組みます。具体的には、行政と連携し有償ボランティアによる通院・買い物・通いの場への外出の付添と送迎を暮らしサポートセンターが運営します。

(18) 就労活動応援プログラム事業

ひきこもりや就労定着困難者を対象に、就労意欲の向上や社会参加による自立の促進を目的とした就労体験事業に参加することを条件に、求職活動の一助として就労準備応援金を交付します。

(19) 相談事業

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助により市民福祉の推進を図ることを目的として実施します。

相談の別	日 時	相 談 員	場 所
身障相談	毎月 1 日 10:00～15:00	市長任命の身障相談員	市社会福祉会館
心配ごと相談	第 3 水曜日 9:30～12:00	単位民児協正副会長	市社会福祉会館

(20) 啓発事業

- ① 社協の事業やボランティア活動状況を市民の方に広く知ってもらうために「社協だより」を年 3 回発行し、全戸配布します。
- ② ホームページ、フェイスブック、X（旧ツイッター）を随時更新し最新の情報を提供していきます。
- ③ 事務局通信「すまいる」を月 1 回発行し、電子版で関係機関に社協の活動を発信します。

(21) 実習生の受け入れ

社会福祉専門職の実習生を受け入れ、必要な知識及び援助技術を取得するための実習指導を行います。

(22) 関係団体等への助成

- ① 市内福祉関係団体
 - ・身体障害者福祉協会
 - ・老人クラブ連合会
 - ・保護司会
 - ・老人クラブ連合会（舞踊）
 - ・老人福祉囲碁クラブ
 - ・ゲートボール協会
 - ・保育協議会
 - ・福祉関係団体連絡協議会
- ② 多久市子ども大会（多久っ子フェスタ）

(23) 民生委員児童委員活動に対する協力

多久市民生委員児童委員連絡協議会が実施する研修、その他活動の推進に協力・連携して地域福祉活動やネットワークづくりに取り組みます。

- ① 民生委員児童委員連絡協議会への助成
- ② 民生委員児童委員研修の実施協力
- ③ 民生委員児童委員活動との連携

(24) 福祉資金貸付事業

一般の金融機関、その他から資金の融資を受けることが困難な世帯に対し、生活上一時的に緊急かつ少額な資金を必要とする場合に貸付けを行います。

(25) 災害見舞金支給事業

全焼・全壊・全流出・床上浸水等の罹災者に対し見舞金を支給します。

(26) 福祉バス運行管理

地域福祉活動の推進を目的とした、福祉バスの運行管理を行います。

3 シルバー人材センター事業

高齢者が自己の就業能力を活用し、生きがいの充実や社会参加、福祉の増進を図ることを目的として事業展開をしていますが、引き続き会員増強と事業開拓を重点項目に据えながら更なる事業発展に努めます。

4 受託事業

(1) 社会福祉会館の管理運営

多久市「公の施設」の指定管理者として、社会福祉会館の管理運営に努めます。

(2) 生活困窮者自立支援事業

福祉事務所設置自治体が実施主体となって、生活困窮者の地域における支援体制を構築する自立相談支援事業（住居確保給付金の支給を含む）及び任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な事業を実施するものです。

多久市は、「自立相談支援事業」及び任意事業の「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」を実施し、平成27年度から「自立相談支援事業」、平成28年度から「家計改善支援事業」、令和3年度から「就労準備支援事業」について受託しています。

(3) 中核機関の運営

多久市の受託事業として、成年後見制度の利用促進に向け、広報、啓発、相談及び利用支援などを行う中核機関を運営します。なお、この事業は多久市権利擁護相談支援事業の一部として取り組みます。

(4) 多久市地域住民グループ支援事業（地域ふれあいネットワーク事業）

多久市の受託事業として、見守りが必要な一人暮らし高齢者や障害者等を対象に、民生委員や地域の住民を連絡員として安否確認を行う組織づくりを進めるため、活動推進費を民生委員が担当する69地域に対し助成します。

(5) ふれあい・いきいきサロン事業

多久市の受託事業として、地域住民が自主的に集い、相互扶助のもと、心身共に健康で生きがいのある豊かな生活の実現を目指すことを目的として実施します。

(6) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）『あんしんサポート』

県社会福祉協議会の受託事業として、判断能力が十分でない高齢者や障害がある方が、安心して地域で生活できるように福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それ

に伴う日常的金銭管理等を本人に代わり「生活支援員」が援助します。また、関係諸機関とも連携して支援します。

(7) 生活福祉資金貸付事業

県社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯、高齢者世帯等を対象に経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的に貸付けの相談・受付を行います。

(8) フォローアップ支援事業

県社会福祉協議会の受託事業として、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対しフォローアップ支援を行います。

5 居宅介護等事業

利用者の立場に立った高品質なサービス提供に取り組むとともに地域の福祉課題を把握し、在宅の福祉サービス向上につながる事業運営を行います。

(1) 居宅介護支援事業、訪問介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業

(2) 障害福祉サービス事業

(3) 在宅サポート事業『さわやか』（社協独自事業）

住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けるために、日常的に援助を必要とする利用者が自立した在宅生活ができるよう訪問介護サービスを提供します。

(4) 移動支援事業及び事業所内移動支援事業（多久市の受託事業）

(5) 多久市地域包括支援センターへの職員出向

多久市地域包括支援センター（おたっしや本舗多久）に職員が出向し、資質向上とともに、行政との連携を図り、在宅福祉の充実に努めます。

6 その他の活動

(1) 共同募金、歳末たすけあい募金運動

社会福祉事業等を目的とする活動を行う団体等に財政的支援ができるよう広く一般住民に募金を呼びかける共同募金運動並びに児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を申請されている世帯に対し、親子でクリスマスのひと時を楽しむことができるようクリスマスケーキを贈る歳末たすけあい運動を実施します。

(2) 関係団体事務

- ① 佐賀県共同募金会多久市支会
- ② 日本赤十字社佐賀県支部多久市地区
- ③ 多久市民生委員児童委員連絡協議会
- ④ 多久市ボランティア連絡協議会

⑤ 多久市福祉関係団体連絡協議会

⑥ 多久市地域貢献推進協議会

(3) 日本赤十字社事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部多久市地区）

① 日本赤十字社会費の募集（5月）

② 地域の防災活動や研修などに活用できる簡易テントを西多久公民館へ配備

7 その他、本会の目的達成に必要な事業の実施